

山形県豚熱経口ワクチン野外散布実施計画

(計画期間 2026年4月～2027年3月)

制定 2026年4月

山形県

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	野生イノシシへの豚熱経口ワクチン野外散布実施計画	1
(1)	使用する豚熱経口ワクチンタイプ	1
(2)	実施体制	1
(3)	豚熱経口ワクチン散布を実施する地域・地区	2
(4)	豚熱経口ワクチン散布の実施期間	2
(5)	豚熱経口ワクチンの散布方法	2
(6)	豚へのワクチン株伝播を回避するための措置	4
(7)	交差汚染防止措置	4
(8)	サーベイランスの実施	5
(9)	スケジュール（予定）	5

1 計画策定の趣旨

平成30年9月、岐阜県の養豚場において、我が国では26年ぶりとなる豚熱の発生があり、同月14日には、野生イノシシでの豚熱の陽性事例が確認された。また、令和2年8月27日、隣県である福島県において野生イノシシでの豚熱の陽性事例が確認されたことを受けて、農林水産省よりワクチン接種推奨地域に設定されたことから、農場においてワクチン接種を開始している。しかし、同年12月には、鶴岡市の養豚場において初めて豚熱が発生し、同月27日には小国町で捕獲された野生イノシシにおいて陽性事例が確認された。

これらを受け、本県の養豚場における野生動物の侵入防護柵・防鳥ネットの設置推進や、豚熱予防的ワクチンの接種及び飼養衛生管理基準の遵守の徹底など多角的な防疫対策を推進している。

しかしながら、令和8年4月1日現在、県内において228例の野生イノシシでの豚熱感染事例が確認されており、本県の養豚場における豚熱感染リスクは非常に高い状況にある。

このことから、野生イノシシにおける豚熱の感染拡大防止の観点から、国が定める「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づき、本県における野生イノシシへの豚熱経口ワクチン(以下「経口ワクチン」という。)の野外散布等を行うにあたり、実施計画を策定する。

2 野生イノシシへの豚熱経口ワクチン野外散布実施計画

(1) 使用する豚熱経口ワクチンタイプ

使用する豚熱経口ワクチンは、国が選定した「生ワクチン」とする。

(2) 実施体制

① 「山形県野生イノシシ豚熱経口ワクチン対策協議会」の設置

野生イノシシの豚熱経口ワクチンの野外散布等を実施するため、県、関係市町村、猟友会及び畜産関係団体等で構成する「山形県野生イノシシ豚熱経口ワクチン対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

② 地域との連携

協議会は、豚熱経口ワクチン野外散布等に係る作業を実施するため、下記(3)の「豚熱経口ワクチン散布を実施するエリア」ごとに、県、関係市町村等で連携を図り散布エリアにおける豚熱経口ワクチン野外散布に係る作業を実施する。また、野外散布の実施に係る全てのデータ(散布地点の位置、箇所数、散布数量、散布期間等)を適正に記録及び保管し、定期的に協議会に報告するとともに、国が定める「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づく別記様式2及び3に必要な情報を記載の上、国に報告する。

<記録・保管する情報>

- ・ワクチンの保管管理(保管個数、移動状況等)に係る情報
- ・野外散布の実施(散布地点の位置、箇所数、散布数量及び摂取状況等)に係る情報
- ・交差汚染防止措置・飼育豚への機械的伝播防止措置に係る情報
- ・有効性評価試験(サーベイランス、捕獲状況等)に係る情報

(3) 豚熱経ロワクチン散布を実施する地域・地区

豚熱経ロワクチン散布を実施するエリア（以下「エリア」という。）は、豚熱陽性が確認されている地域およびその周辺地域において、野生イノシシの生息圏の地形、地理的条件等を踏まえて設定する。

< 散布エリア >

対象市町	関係機関
山形市	県、市町村、山形県猟友会等
米沢市	
鶴岡市	
酒田市	
村山市	
天童市	
東根市	
南陽市	
山辺町	
金山町	
高畠町	
大蔵村	
鮭川村	
戸沢村	
川西町	
白鷹町	
飯豊町	
庄内町	
遊佐町	

※散布エリアについては、野生イノシシの豚熱感染状況により決定する。

また、冬期については、降雪状況を勘案しながら散布エリアを変更できるとする。

(4) 豚熱経ロワクチン散布の実施期間

豚熱経ロワクチン散布の実施期間は、令和8年4月から令和9年3月とする。期間内の散布は原則2回とし、自然条件等その他の事情により実施が困難な場合や、野生イノシシの抗体付与を図る上でより効果的と判断される場合は、散布回数を変更することができる。

< 散布時期と地点数（散布数）の目安 >

4月～3月 342地点（27,360個）（1市町村当たり18地点を選定。19市町村×18地点×10穴×2個×4回散布）

(5) 豚熱経ロワクチンの散布方法

豚熱経ロワクチン散布は、以下の手順により行うものとし、散布地点の候補地（以下「散布候補地点」という。）の選定等については、アドバイザー・グループの技術的助言等を受け決定する。なお、アドバイザー・グループからの技術的助言等に

より、実施方法等は必要に応じて見直し、改善を図るものとする。

<ワクチン散布の手順>

- ① 散布候補地点の選定
- ② 散布候補地点における餌付けの実施
- ③ 誘引状況（誘引された動物の種類及びエサの摂取状況など）の確認
- ④ 散布地点及び散布数量等の決定
- ⑤ ワクチン散布
- ⑥ ワクチン摂取状況の確認
- ⑦ ワクチンの回収

① 散布候補地点の選定

散布候補地点は、山林部、竹林部、林縁部及び耕作放棄地（特に水田放棄地）等から、イノシシが出現し易く、餌付け作業やワクチン散布作業等に適した場所を選定する。

なお、散布候補地点はイノシシによる掘り返しのある場所を優先するとともに、他の動物や周辺の農作物への直接的・間接的な影響を回避できる場所、周辺住民の協力と理解が得られる場所であること。また、ワクチン散布地域に養豚農場が位置する場合は、養豚農家の理解を得たうえで散布地点を設定する。

② 散布候補地における餌付けの実施

餌付けは、ワクチンの形状に近い固形物を土中に埋め、その周囲に少量のトウモロコシ粒（ペレット）、米ぬか等を撒くなど、生息状況等を踏まえ、ワクチンの散布時の摂取につながるよう餌付けを実施する。また、イノシシが土中のワクチンを容易に見つけ、摂取できるようにするため、トウモロコシ粒や米ぬかなどを土壌中に含ませ、掘れば餌が出てくることも考慮する。地表にも少量の誘引餌を撒く。

ただし、これまでの経口ワクチンの散布実績等から、餌付けを行わなくても十分な経口ワクチンの摂食が期待される場合や、経口ワクチンの未散布地域で豚熱陽性イノシシが発生し、速やかなワクチン散布が必要な場合等には、餌付けを省略できる。

③ 誘引状況（誘引された動物の種類及びエサの摂取状況など）の確認

新規の散布地点を選定する場合、必要に応じ、センサーカメラ、監視カメラを設置する等により、誘引される動物の種類等を確認するとともに、餌付け状況を記録し、散布地点として適当かどうかの評価を行う。カメラは、新規散布地点や必要と思われる地点において、各々の散布地点の餌付け状況をモニタリングできる場所を選定して、設置する。

④ 散布地点及び散布数量等の決定

豚熱経口ワクチンの散布地点は、散布地域・地区におけるイノシシの推定生息圏（山林部・竹林部）の面積 1 km^2 （100ha）当たり0.5から1箇所を目安として設定する。

なお、1箇所の散布地点の面積は、 100 m^2 から 200 m^2 を目安とし、散布地点の地形等を踏まえ設定する。一つの散布地点に20個のワクチンを散布する必要があることから、散布地点は一定の面積を確保する。散布地点の設定は各市町村が行う。

⑤ ワクチン散布

ワクチンの散布作業は、原則として5日以内実施する。散布に当たっては、ワ

クチンが4℃以上にならないよう、保冷ボックス等を使用するなどにより、適正な温度管理下で、ワクチンを輸送・散布等する。

経口ワクチンは、野生イノシシに効率的に経口ワクチンを摂取させるよう、野生イノシシ以外の野生動物の生息状況等、散布地域の状況に応じて、以下のいずれかの方法で散布する。

- ・経口ワクチンを地上に設置する。1つの散布地点には最大20個のワクチンを、少量のトウモロコシ粒（ペレット）や米ぬか等の誘引餌とともに散布する。
- ・経口ワクチンをおおむね10cm程度の深さの土中に埋める。1つの経口ワクチン散布地点には、少なくとも10の穴を掘り、各穴には、最大2個の経口ワクチンを、少量のトウモロコシ粒（ペレット）や米ぬか等の誘引餌とともに投入する。トウモロコシ粒や米ぬかなどを土壌中に含ませる等により、野生イノシシが経口ワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにする。
- ・経口ワクチンを給餌器に設置する。1つの散布地点には最大20個のワクチンを設置し、給餌器設置場所の周囲には少量のトウモロコシ粒（ペレット）や米ぬか等の誘引餌を散布する。

⑥ ワクチン摂取状況の確認

散布地点にセンサーカメラ・監視カメラを設置している場合は、摂取状況を記録する。

また、ワクチンの散布地点を適切に把握するためイノシシの誘引を妨げる恐れのないものを設置するなど、各穴に目印を付し、写真撮影する等の措置を講じる。

⑦ ワクチンの回収

散布したワクチンは、散布後5日目以降に、新規散布地点、散布方法の検証等であって必要な場合にあっては、摂食の効果測定を目的に、経口ワクチン散布地点における経口ワクチンの摂食状況の確認、摂食残さであるワクチンの被包材（容器）等の回収による確認を行う。

(6) 豚へのワクチン株伝播を回避するための措置

① 豚へのワクチン株の機械的伝播防止のための措置

原則、以下により散布したワクチンが小動物等により機械的に養豚場に持ち込まれることを防止するための措置等を講じる。

ア ワクチンを埋めた穴の地表部分に石等を置くことで、イノシシ以外の小動物による掘り返しを防止する。

イ センサーカメラ、監視カメラを設置している場合、イノシシ以外の小動物による掘り返し等の状況を監視・確認する。

ウ 周辺住民に対し、散布計画（散布時期、場所等）を周知するとともに、万が一、経口ワクチンの全部または一部を発見した場合、速やかに県に報告するよう周知する。

② 講習会・研修会の開催

県は、散布作業等に対し、「豚へのワクチン株の機械的伝播防止のための措置」の周知を図るため、適時講習会・研修会等を開催する。

③ 定期的な点検等の実施

県は、散布作業者が適正に飼育豚への機械的伝播の防止措置を講じているかどうか

について、定期的に実地による点検等必要な措置を講じる。

④ ワクチンの管理

県及び散布業者等は、ワクチンが無断で持ち出されることのないよう、厳重に保管管理するとともに、保管個数を確認し、常時把握する。

(7) 交差汚染防止措置

① 衛生マニュアルの策定

協議会は、餌付け時、ワクチン散布時、ワクチン回収時及びサーベイランスのための捕獲時等に豚熱ウイルスの交差汚染を防止するため、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ、交差汚染防止措置に係る衛生マニュアル（以下「衛生マニュアル」という。）を策定する。

② 講習会・研修会の開催

県は、散布業者等に対し、「衛生マニュアル」の周知を図るため、講習会・研修会等を開催し、交差汚染防止上必要な措置について指導等を行う。

③ 定期的な点検等の実施

県及び協議会は、散布要員が適正に交差汚染防止措置を講じているかどうかについて、定期的に実地による点検等必要な措置を講じる。

(8) サーベイランスの実施

① サーベイランス(遺伝子学的・血清学的検査)の実実施計画

ワクチンの効果を評価するため、サーベイランスを実施する。

ワクチン散布を実施するエリアで捕獲した野生イノシシについて、遺伝子学的・血清学的検査を実施する。

検査対象	検査内容	検査機関
捕獲イノシシ	遺伝子学的検査（リアルタイムPCR法） 血清学的検査（ELISA法）	中央家畜保健衛生所

② PCR法により、抗原陽性と判断された場合

当該陽性反応がワクチン株による可能性がある場合（ワクチン散布完了日から起算して19日間までにワクチン散布地点から概ね2Kmの範囲内で捕獲されたイノシシ）は、必要に応じて、令和4年3月31日付け消安第6955号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知に基づき、野外株由来かワクチン株由来かについての鑑別を行う。

③ サーベイランスのための捕獲実施計画

サーベイランスのための捕獲は、餌付け状況等を踏まえ、以下の方法等を基本にワクチン散布15日後から開始する。サーベイランスに供するために捕獲したイノシシ及び死亡イノシシは、捕獲・発見日時、場所、推定年齢の範囲、その他必要な情報を記録、保管及び管理し、定期的に県に報告する。

④ サーベイランス結果の報告

県は、サーベイランス検査の進捗状況を定期的に農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告する。

<捕獲計画等>

捕獲時期：ワクチン散布15日後から開始し、餌付け状況等を踏まえ決定

捕獲場所：散布エリアのうち、餌付け状況、地形等を踏まえ決定

捕獲方法：わなまたは檻

捕獲記録：捕獲・発見日時、場所、推定年齢の範囲(成獣または幼獣)、性別その他必要な情報を記録し、協議会へ報告する。

捕獲の強化：県下全域で捕獲強化を実施。

(9) スケジュール (予定)

時期	計画内容
4月～5月	地点選定
6月～7月	必要に応じ、餌付け(散布前1～2週間)
	ワクチン散布(5日間以内)
	ワクチン回収(散布5日後以降)
7月～8月	サーベイランスのための捕獲
10月～11月	必要に応じ、餌付け(散布前1～2週間)
	ワクチン散布(5日間以内)
	ワクチン回収(散布5日後以降)
11月～12月	サーベイランスのための捕獲

【別添1】実施体制図

山形県野生イノシシ豚熱経ロワクチン対策協議会

◎構成員：県、関係市町、関係団体

<所掌事項>

- 山形県計画策定
- ワクチン管理
- 定期的な実地点検
- 交差汚染防止措置に関する技術的指導
- サーベイランス
- 情報提供
- データの管理 等

関係機関との連携

◎構成員：県、関係市町

<所掌事項>

- 散布候補地選定
- 餌付け・モニタリング・回収
- ワクチンの飼養管理
- データの記録・報告 等

サーベイランス

◎構成員：中央家畜保健衛生所

<所掌事項>

- 遺伝子学的・血清学的検査

技術的助言等



アドバイザー・グループ

◎ 構成員：国・有識者

<所掌事項>

- 県実施計画に対する技術的助言
- 経ロワクチン散布実施に関する技術的助言
- 経ロワクチン散布の実効性及び有効性等の分析・評価 等

【別添2】山形県野生イノシシ豚熱経ロワクチン対策協議会構成員

構成機関	構成団体名
山形県	農林水産部畜産振興課 環境エネルギー部みどり自然課 農林水産部森林ノミクス推進課 各総合支庁産業経済部農業振興課 各総合支庁産業経済部家畜保健衛生課 各総合支庁保健福祉環境部環境課 各総合支庁産業経済部森林整備課
関係団体等	公益社団法人山形県畜産協会 山形県養豚協会 一般社団法人山形県猟友会 全国農業協同組合連合会山形県本部
市町村	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 村山市 天童市 東根市 南陽市 山辺町 金山町 大蔵村 鮭川村 戸沢村 高島町 川西町 白鷹町 飯豊町 庄内町 遊佐町

※構成員はその他必要と認められる者または団体を加えるものとする。